

立野ダム試験湛水検討委員会

規 約

(名 称)

第 1 条 本会議は、「立野ダム試験湛水検討委員会」（以下、「委員会」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 委員会は、令和 5 年度に実施予定の立野ダム試験湛水計画に関し、できる限り実運用に近づけた計画とする際の各施設の確実な安全性確認方法及び湛水による周辺環境に与える影響を検討し、立野ダム試験湛水計画に係る技術的な確認・評価を行うことを目的とする。また、その知見を今後のダム建設に向けた必要な課題の整理と対応策の方向性もあわせて確認する。

(検討事項)

第 3 条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- 一 立野ダムの特性を考慮した試験湛水方法の検討
- 二 試験湛水に係る安全性確認に対する課題への対応案の検討
- 三 試験湛水に係る自然環境（阿蘇北向谷原始林）への影響検討
- 四 試験湛水実施後における課題の整理
- 五 その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(委員会の組織構成)

第 4 条 委員会は、専門的な知識を有する、別表に掲げる学識者等で構成する。

- 2 委員会には委員長を置く。
- 3 委員長は、構成員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長は、委員会の会務を処理し、委員会を代表する。
- 5 委員長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 6 委員長は、必要があると認めるときには、委員の追加や委員以外の者に対し、委員会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(委員会の開催)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席をもって行うものとする。

(情報公開)

第 6 条 委員会は、原則として報道機関を通じて公開する。

(事務局)

第 7 条 委員会の庶務は、九州地方整備局立野ダム工事事務所において処理する。

(雑 則)

第8条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(附 則)

第9条 本規約は令和5年2月8日から適用する。
本規約は令和5年5月9日に改正する。

(別表)

氏 名	所属・役職	分 野
阿南 修司	国立研究開発法人土木研究所 地質監	ダム工学（地質）
金銅 将史	国土交通省国土技術政策総合研究所 河川構造物管理研究官	ダム工学（構造）
佐藤 千芳	有限会社熊本植物研究所 代表取締役	生物（植物）
地頭菌 隆	鹿児島大学学術研究院 農水産獣医学農学系 教授	地すべり
(委員長) 角 哲也	京都大学防災研究所 水資源環境研究センター 教授	河川工学
中西 弘樹	長崎大学 名誉教授	生物（植物）
矢野 真一郎	九州大学大学院 工学研究院 教授	河川工学

(敬称略、五十音順)

(オブザーバー)

文化庁 文化財第二課 天然記念物部門

環境省 九州地方環境事務所 阿蘇くじゅう国立公園管理事務所

熊本県 教育庁 教育総務局 文化課